

大館市が進める農業政策について

大館市農政課 43-7073

担い手づくりの強化

①新規就農者の確保・育成 **重点項目**

新規就農者が安心して農業に取組めるよう、研修制度などを拡充するほか、研修中や就農後の生活不安を解消するため、資金面での後押しを行います。

②目標地図(地域計画)の活用

将来の農地の利用方法を地域で話し合うことで、担い手への農地の集積・集約を図り、農地の有効利用を目指します。

③農業法人の確保と育成

客観的な視点で経営と家計を分離し、経営することで、魅力ある法人として人材の確保に努めます。

新たな農業への挑戦

①生産工程の見直しによる省力化・効率化技術の普及 **重点項目**

農業機器の導入やスマート化を進めるほか、直播などの省力栽培技術を活用することで農作業の省力化・効率化を目指します。

②農業生産基盤の整備と維持

ほ場整備事業をはじめとした基盤整備事業を活用し、農業インフラの整備を推進します。

③環境負荷の低減

環境保全型農業直接支払事業の活用や有機農業などを推進し、環境負荷の低減を図ります。

売れる仕組みづくり

①新市場への挑戦 **重点項目**

国内外の複数の販売先を確保し、安定的な販売や需要につなげます。

②ブランド力と付加価値の向上

「安全・安心」「豊かな自然」「地域のストーリー」を前面にPRすることで付加価値の向上を図っていきます。

③マーケットインによる農産物の生産

消費者ニーズやトレンドを掴むことで、より収益性の高い農産物や商品づくりを目指します。

大館市の主な支援策について(抜粋)

1. 新規就農者育成総合対策事業(農政係43-7073)

新たに農業経営を開始する方、研修施設などで農業を研修する方に対し、一定の条件の下で支援します。

(1) 経営開始資金

- ① 支援内容 150万円×3年間
- ② 要 件
 - ・青年等就農計画を作成し、認定を受けること(認定就農者)。
 - ・49歳以下であり、農業経営者であること。

(2) 就農準備資金

- ① 支援内容 150万円×2年間
- ② 要 件
 - ・登録された研修所、農業大学校などで研修を実施すること。
 - ・修了後、農業へ従事すること。

2. 農業経営改善計画の認定(認定農業者制度)(農政係43-7073)

5年後の農業の経営目標、事業規模拡大、経営改善の具体的な内容(生産方式の合理化、経営の多角化など)を盛り込んだ計画を作成し、本市(国・県の場合もあり)の認定を得る制度となります。

(1) 要件 大館市農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想に合致すること

農業所得:450万円以上／労働時間:2000時間以内

(2) メリット 税制・融資優遇、各種補助金・助成制度活用、農地集積の円滑化

3. 小規模農業者物価高騰対応支援事業費補助金(農政係43-7073)

小規模農業者が農業を継続できるよう国の重点地方交付金を活用し、機械導入や更新に要する費用の一部を支援することで農業経営の意欲向上を図ります。

(1) 要件 - ・認定農業者、認定就農者、農業法人以外の販売農家 - ・地域計画に掲載されている、される予定

(2) 対象 草刈機、動噴機、耕運機、加温機、スプレイヤー、ハウスなど

4. 水稲種子価格高騰対策支援事業(生産振興係43-7074)

主食用米の高騰に伴い水稻種子が高騰していることから、農業経営の安定を図るため、水稻種子の購入費について助成します。

- (1)要件
・米の出荷、販売などを行う農業者
・営農計画書の提出(締切り令和8年3月31日)
- (2)対象
・「あきたこまちR」「めんこいな」

5. 乾燥調製施設利用促進対策支援事業(生産振興係43-7074)

光熱費や人件費の高騰により、米の乾燥調製施設の利用料金が高騰していることから、農業経営の安定を図るため、施設利用料金について助成します。

- (1)要件
・米の出荷、販売などを行う農業者
・営農計画書の提出(締切り令和8年3月31日)
- (2)対象
・カントリーエレベータ
・ライスセンター

6. 令和7年度農業用機械等支援実績(生産振興係43-7074)

【大館市農業省力化推進事業】

　　トラクターアタッチメントほか 13,926,000円/11台

【大館市農業機械等省エネ対策支援事業】

　　ドローン 13,900,000円/10台
　　乾燥機ほか 24,815,000円/13台

【大館市農業用機械等省エネ・環境負荷低減支援事業】

　　トラクターほか 27,912,000円/ 8台

【夢ある園芸産地創造事業】

　　スプレーヤほか 2,827,000円/ 5台

【6次産業化経営力強化支援事業ほか】

　　真空包装機ほか 4,640,000円/ 3名

【小規模農業者経営継続支援事業】

　　草刈機ほか 4,936,000円/57台

※主な支援策については決定事項ではありません

農地・農業用施設の災害復旧について

農村整備係 ☎43-7075

異常な天候(豪雨や台風等)により、農地や農業用施設(農道や用排水路など)が被災した場合、国の制度や市独自の制度を利用することで復旧を支援します。

農地・農業用施設の「災害」とは?

- 異常な自然現象により
「農地」や「農業用施設」が被災したもの。

異常な自然
現象とは?



- ・降雨量が24時間で80mm以上または、1時間に20mm以上の大雨
- ・暴風、干害、地震等

対象となる施設

□農地

- ・耕作している農地
- ・適正に管理されており、直ちに農地として使用できる休耕地等。

□農業用施設

- ・農地の利用又は保全上必要な施設。
(農道、用排水路、頭首工、ため池等)

災害発生時の流れ

◎農地や農業用施設が被災した場合、現地を確認しますので速やかに農政課へ報告ください。

※1 災害復旧事業を行う際は、必ず自己負担が伴います。部外者が報告することはおやめください。

※2 土地所有者と耕作者が必ず連絡を取り合い、いずれか一人が報告ください。

災害発生 → 発生報告 → 市現地確認 → 市による災害種別の判別

※国や県への報告や手続きなどに期限が設けられていますので、
必ず災害発生後1週間以内に報告ください。



災害復旧事業の種別

【農地・農業用施設災害復旧事業(本災害)】

※国庫補助による復旧事業

事業主体:大館市

要件:適正に管理されていること

事業費が40万円以上

農業用施設の場合受益が2戸以上

自己負担:測量費+工事費=事業費

農地 事業費の4%

農業用施設 事業費の2%

※市が発注するため時間を要する

【農地・農業用施設小災害復旧支援事業】

※大館市独自の支援事業

事業主体:申請者

要件:事業費が10万円以上40万円未満

本災害が市内で発生していること

補助割合:農地 事業費の1/3(2/3)

農業用施設 事業費の1/2(5/6)

※()は秋田県からのかさ上げ補助があった場合

※市が農地・農業用施設災害復旧事業(本災害)に該当しないと判断した案件であっても、業者見積が40万円以上となる場合があります。市の判断は復旧に係る直接工事費(敷鉄板や重機運搬など仮設費用を除いた工事費)。

日頃から災害に備えて

- ・日ごろからの点検で、良好な農地や農業用施設の維持管理に努めてください。
- ・こまめに天気予報などで降雨予報を確認し、事前に水量を調整するなど、天候が悪化する前に対処してください。



農地・農業用施設小災害復旧支援事業について

農村整備係 ☎43-7075

農地・農業用施設小災害復旧支援事業とは？

農地・農業用施設災害復旧事業(本災害)の要件とならない事業費40万円未満の農地や農業用施設を復旧する農業者等の負担を軽減するための市独自事業です。

◎要件

- ・市内で農地・農業用施設災害復旧事業に該当する災害が発生していること。
- ・適正に管理されている農地や農業用施設であること。
- ・事業費10万円以上、40万円未満であること。

被災者(申請者)が行う復旧工事に対して大館市が費用の一部を補助します。

対象経費

- 工事請負費 資材購入費 燃料費
建設機械等の借上料(運転労務費含む) 作業賃金



負担割合

農地 1/3以内(2/3以内)

例)農地が被災し、事業費30万円の場合

県補助なし	市補助金(10万)	申請者負担(20万)
-------	-----------	------------

県補助あり	県市補助金(20万)	申請者負担(10万)
-------	------------	------------

農業用施設 1/2以内(5/6以内)

例)用水路が被災し、事業費30万円の場合

県補助なし	市補助金(15万)	申請者負担(15万)
-------	-----------	------------

県補助あり	県市補助金(25万)	申請者負担(5万)
-------	------------	-----------

※県補助とは(業者委託の場合に適用)

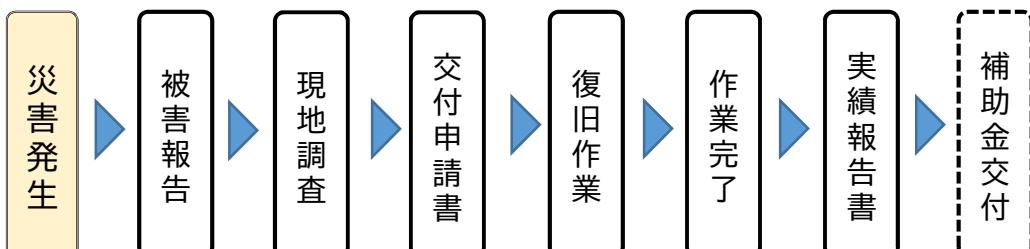
秋田県が実施する農地・農業用施設小災害支援事業。

1つの災害で県内の被害総額が3億円以上の災害。または、

1つの災害で県内の被害総額が1億円以上かつ、被害総額が5千万円以上の市町村が1以上ある災害。

いずれかの災害が発生した場合、秋田県からの助成が追加された負担区分となります。

事業の流れ



農地の貸借を行う場合、手続きは2種類です！

大館市農業委員会事務局 43-7129

農地の相続登記が行われていることが要件となります。固定資産税のお知らせなどをご確認ください。

※相続登記についての相談は、司法書士や市で実施している無料相談（要予約。詳細は広報おおだてに記載）などをご利用ください。

農地法第3条 に基づく貸借

農地所有者（出し手）



耕作者（受け手）

農地中間管理機構

による貸借

農地所有者（出し手）

秋田県
農業公社



耕作者（受け手）

対象農地	すべての農地
対象者（借りる方）	農地法第3条の許可要件を満たすかた
貸借期間	特に制限なし
期間満了時の取扱い	賃貸借：解約の手続きがない限り、自動更新 使用貸借：期間満了と同時に貸借終了

手数料について

手数料はかかりません。

申請時に必要な提出書類の諸証明費用は別途かかります。

必要書類

- ・土地の全部事項証明書（1筆につき1通）

持参いただくもの

- ・出し手：マイナンバーカード又は運転免許証

- ・受け手：マイナンバーカード又は運転免許証

- ・その他：公団、来庁できない場合は委任状と印鑑証明書



農地中間管理機構

による貸借

対象農地	農業振興地域内の農地
対象者（借りる方）	原則、地域計画に記載されているかた
貸借期間	原則10年以上
期間満了時の取扱い	期間満了と同時に貸借終了（所有者のかたに権利が戻ります）

手数料について

契約初年度のみ5千円かかります。

【出し手の方】

賃借料5千円以上：賃借料から手数料分を差し引いて振込。

賃借料5千円未満：納入通知書を発行。入金をお願いします。

【受け手の方】

賃借料に手数料5千円を加えて引き落とし。

賃借料・土地改良区費について

農地中間管理機構は、現金での支払いとなります。

物納での契約は行っておりません。

土地改良区の賦課金は、基本受け手が負担となります。

必要書類

- ・本人確認書類
- ・通帳のコピー（受け手は農協の通帳が指定となります）



Odate City, Akita

相続登記制度があります！

●相続登記が義務化となりました（令和6年4月1日開始）

所有者が亡くなっても「相続登記」がされていないため、登記簿を見ても所有者が分からず、災害の復興等様々な取引を進められない問題が起きています。

この「所有者不明土地問題」を防ぐための相続登記が義務化されます。

- ・相続登記の申請については、制度スタートから3年間の猶予期間があります。
- ・新しい制度では、正当な理由がないのに、不動産の相続を知ってから3年以内に相続登記の申請をしないと、10万円以下の過料が科せられる可能性があります。
- ・相続人の間で遺産分割の話し合いが難しいような場合は、ひとまず、今回新たに作られた「相続人申請登記」を利用して、不動産を相続する者が法務局に対し申告することで義務を果たすこともできます。

※相続登記について不明な点がある場合は、法務局や登記の専門家である司法書士会などにご相談ください。

相続した土地を国が引き取る制度があります

●相続土地国庫帰属制度（令和5年4月27日開始）

所有者不明土地の発生を防止するため、一定の要件をクリアすることで、承認され土地を国が引き取る制度。

農地は、原則20万円負担金を納付することで、土地を手放して国庫に帰属させることを可能とする。（ただし、農用地区域内や土地改良事業の施行区域内の農地などは、面積区分ごとに算定される。）

（国が引き取らない土地、例として）

- 建物がある、土壤汚染されている、担保権や使用収益権が設定されている、他人の利用が予定されている、境界が明らかでない土地などは、申請することができない。
- 一定の勾配や高さの崖がある、阻害するものが地上にある土地などは、承認を受けることができない。

申請先は、秋田地方法務局秋田支局となります。

令和8年度 生産の目安と経営所得安定対策

大館市農業再生協議会
電話： 42-3336

1. 大館市の生産の目安

(数 量) : 22, 361トン	(R7:21,946 トン)
(基準単収) : 552Kg	(R7:548 kg)
(面 積) : 4, 050ヘクタール	(R7:4,004 ヘクタール)
(割 合) : 62. 4%	(R7:61.3%)

2. 経営所得安定対策

① 戰略作物助成および産地交付金

対象者：主食用米以外の対象作物を生産販売する農業者

② 畑作物の直接支払交付金(ゲタ対策)

対象者：認定農業者、認定新規就農者、集落営農組織

大豆等の畑作物を水田に作付けする農業者

③ 米・畑作物の収入減少影響緩和対策(ナラシ対策)

対象者：認定農業者、認定新規就農者、集落営農組織

主食用米等の価格が大幅に下落した場合の対策

※加工用米、新市場開拓用米については「コメ新市場開拓等促進事業」があり、低コスト等の取組みを行う場合に加算措置が受けられます。(要申請)

【令和 7 年度からの主な変更点】

① 新市場開拓用米(輸出用米等)

産 地 交 付 金 : +8,000 円 / 10a (30,000 円から 38,000 円)

② 飼料用米(一般品種)

戦略作物助成 : ▲5,000 円 / 10a (70,000 円から 65,000 円)

専用品種 88,000 円、一般品種 68,000 円 差は▲20,000 円

※その他の品種についても、小変更があります。